

県民交通災害共済見舞金請求に係る改正について

<これまで、請求回数により制限する規程は設けていませんでしたが、近年、交通事故申立書による複数回の請求が多く見受けられることから、令和8年度から見直しを行います>

[改正時期] 令和8年4月1日から

[対象者] 過去3年の共済年度以降**2回以上**給付を受けたことがある会員

[改正内容] 請求の際は
【交通事故証明書】と【医師の診断書】
 の提出を必須とすること

●該当する場合は、見舞金を請求する際に、以下の書類を提出してください。

①会員証

②次のアまたはイの書類 **※交通事故申立書による請求はできません。**

ア 交通事故証明書+医師の診断書

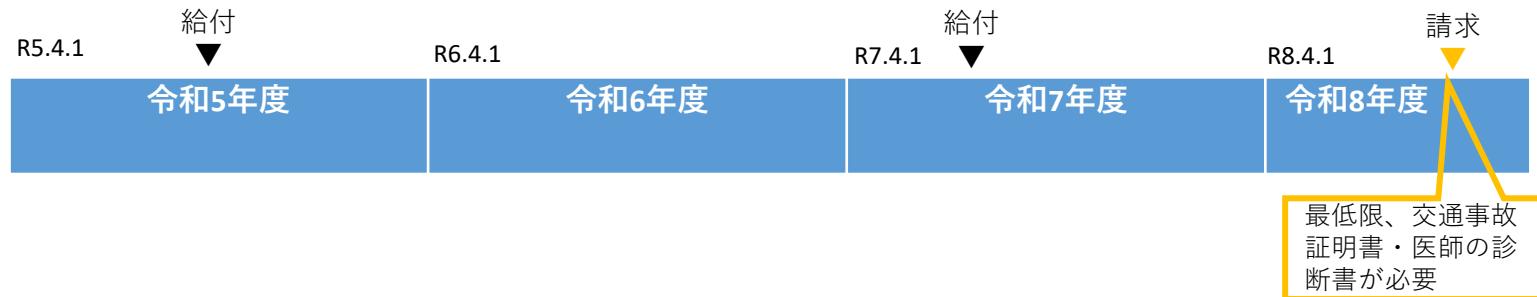
イ 交通事故証明書+医師の診断書及び整骨院等（柔道整復師）の施術証明書

③場合によっては以下の書類を提出・提示いただきます

・運転免許証（免許の必要な車両を運転中の事故の場合）

・委任状（受傷者※18歳未満の場合は親権者以外の方が請求する場合）

例1)



例2)

